

平成25年5月10日

米子市長 野坂康夫様

米子市公共下水道等使用料審議会
会長 細井由彦

米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について（答申）

平成24年5月29日付けで諮問された標記の件について、慎重審議の結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、現行の使用料より平均で10%引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

使用料体系（1か月分の税抜き金額）

使用料区分	現行		改定	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	10 m ³ まで	1,100 円	8 m ³ まで	1,100 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	10 m ³ 超～20 m ³	120 円	8 m ³ 超～20 m ³	132 円
	20 m ³ 超～50 m ³	154 円	20 m ³ 超～50 m ³	171 円
	50 m ³ 超～100 m ³	200 円	50 m ³ 超～100 m ³	223 円
	100 m ³ 超～500 m ³	236 円	100 m ³ 超～250 m ³	242 円
			250 m ³ 超～500 m ³	260 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	244 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	270 円
1,000 m ³ 超～	260 円	1,000 m ³ 超～	275 円	
公衆浴場から排除される汚水 及び温泉汚水 (1 m ³ 当たり)		70 円		77 円

2 使用料改定の時期

使用料算定期間は、平成25年度から平成28年度までの4か年とする。

改定時期は、下水道事業の健全化を勘案すると、使用料の改定についての市民への十分な周知を行った上で、早期に改定することが望ましい。

なお、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今後においても、平成28年度に再度審議会を開催し、適時適切にその時期を逸することなく使用料改定を検討すべきである。

3 付帯意見

当審議会は、米子市の使用料改定について、慎重に審議を重ねた結果、全委員一致で、下水道使用料の改定はやむを得ないものであり、新使用料体系のとおり改定する必要があるとの結論に達した。

景気の長期低迷のもとでの使用料改定は、使用者への負担増を求めるものであり、市においても、経営の合理化・効率化などの一層の経営改善を進めていかなければならない。

今回の使用料改定後においても、引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることが前提となることから、次の事項を要望する。

(1) 普及促進に向けた努力

下水道事業は、使用者の増加による収支改善効果が高い事業であることから、普及率及び水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。特に未接続の公共施設については、早急に改善を図られたい。

また、下水道への接続に当たっては、受益者負担金のほか、宅内配管工事経費の個人負担が生じるため、現行の融資制度の広報を強化するとともに、融資制度の拡大も検討する必要がある。

(2) 明確な経営見通し

米子市の下水道は、整備終了まで25年程度を要する一方で、事業開始時の施設は改築、更新の時代を迎えている。今後の整備を進めるに当たっては、施設の改築・更新経費を含めた将来の負担を明らかにするとともに、歳入確保の視点を持った収支計画を立て、適切な経営分析を行う必要がある。

(3) 市民への広報活動の充実

下水道事業の健全経営のためには、独立採算制の原則による汚水処理費の利用者負担について、市民の理解と協力が不可欠である。そのために、市は、下水道施設の状況及び下水道事業経営状況等について、市広報などを通じて広報活動の充実に努力すべきである。また、使用料を改定するときばかりでなく、市民の声を事業運営に反映するとともに、市の広報活動の場となる委員会の設置を検討していただきたい。

答申の考え方

1 公共下水道事業及び農業集落排水事業の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和49年の供用開始から40年近くが経過し、平成23年度末の地方債残高は約416億円に達している。事業開始当初に整備した区域は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている一方で、全国平均に比べて整備の進捗率は低く、事業完了まで25年程度を要する。景気の低迷が続く中、使用料収入の大幅な増収は期待できず、このまま推移すると平成28年度末の累積赤字は約6億円程度となる見込みである。

一方、農業集落排水事業は、既に整備は完了しているが、毎年度、一般会計からの基準外繰入れにより歳入不足を補てんしており、財政基盤は脆弱である。

2 使用料改定に対する基本的な考え方

厳しい経済情勢や、近い将来に見込まれる消費税の増税などにより、市民生活は極めて厳しい家計のやりくりを余儀なくされるが、一方、公共下水道事業の大幅な累積赤字を放置すれば、後年の使用者負担が増加し、世代間の負担の公平上、問題がある。

平成21年度の使用料審議会では、累積赤字の解消が計画どおりに進んでいることを踏まえ、使用料改定を見送った。このときの審議会において、使用料水準については、経営改善の状況や経済動向の変動を勘案して、3年後の平成24年度には再度の審議会を開催して使用料水準及び体系の見直しをすべきであるという要望事項があった。

今回の審議会では、その後の経営状況及び今後の収支見込を検討し、適正な使用料水準及び体系について慎重な審議を行ったものである。

現在の収支状況を検討すると、面整備の進捗の鈍化等により使用料収入が伸びなかったことなどにより、平成25年度以降の収支計画では累積赤字が増大すると見込まれる。この赤字を使用料改定によらず、一般会計からの繰入金で賄うことは、一般会計の財政運営を硬直させる要因の一つになるとともに、使用者でない市民の税金が公共下水道事業に投入されていることになり、公平な税負担とは言い難い。

独立採算制の原則から、公共下水道事業の経営健全化のためには、現段階で、使用料改定を実施することはやむを得ないと考える。

なお、公共下水道事業と農業集落排水事業は、平成24年度に使用料を統一したこと、また、農業集落排水事業は、一般会計から赤字補てんを行っていることを踏まえ、使用料改定は、公共下水道事業の累積赤字解消を前提に設定した改定率とする。

3 使用料改定時期及び算定期間

使用料改定時期は、後年にずれるほど将来の使用者へ負担を転嫁することになる。このため、使用料改定について、市民への十分な周知を行った上で平成25年度早期の使用料改定が望ましい。

また、算定期間については、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、平成25年度から平成28年度までとし、今後

の使用料改定は、平成28年度以降の適切な時期に見直しを検討するべきである。

4 使用料水準（改定率）

平成28年度末の累積赤字の解消を目指し、平均改定率を10%とする。

5 使用料体系

（1）基本体系

現行どおり、基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とする。

（2）基本使用料

高齢化の進展や単身者世帯の増加、節水機器の普及などで、現在の基本水量の10m³以下しか使用していない世帯が全体の3割強であること、また、上水道の基本水量が8m³であることを踏まえ、基本使用料水量を8m³とする。

また、下水道事業は、巨額の先行投資を伴う事業であることから、固定的経費の占める割合が高いため、固定的経費を基本使用料ですべて回収するとなると、基本使用料が高くなり過ぎ、その結果、一般世帯の使用者の負担が大きくなるといった問題がある。また、近隣市の基本使用料が現在の米子市と同程度であることも踏まえ、基本使用料は現行の1,100円のまま据置とする。

（3）累進度

平成23年度の米子市の規模別汚水量及び収入状況を見ると、汚水量1,000m³以上の事業者（0.6%）の調定額が全体の約34%を占めている。

水量ランク区分を増やすことにより、単価間の格差を縮め、使用料引上げが大口需要家に及ぼす影響を軽減することが望ましい。また、大口需要者は、改定率が低くても金額にするとその影響が大きいため、累進度を引き下げる。

（4）公衆浴場汚水及び温泉汚水

公衆浴場汚水の下水道使用料については、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることや、公衆衛生や最低限の生活水準を維持するために浴場経営に配慮する必要があることから、一般汚水の平均使用料単価の1/2とするのが望ましいが、現状の厳しい経営状況を踏まえ、一般汚水と同様に10%の改定率とする。

温泉汚水については、一般汚水よりも処理経費が低いことに加え、温泉水を使用する温泉旅館業は排水量を減らすことが困難な事業である。また、皆生温泉は、米子市の観光産業にとって基幹をなすものであり、市は政策的に一定の配慮をする必要があると考えられることから、従来どおり公衆浴場汚水と同単価とするのが望ましい。

米子市公共下水道等使用料審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

	氏 名	所 属 等
会 長	細 井 由 彦	鳥取大学教授
副会長	宇田川 英二	皆生温泉旅館組合組合長
委 員	伊 藤 邦 員	中国税理士会米子支部
同	梅 林 良 一	米子市自治連合会副会長
同	中 山 哉	米子商工会議所青年部会長
同	加 藤 洋 子	男女共同参画推進会議米子会長
同	上 村 文 乃	米子市生活学校連絡協議会会長
同	武 内 和 子	公共下水道使用者
同	谷 本 弘 子	農業集落排水施設使用者
同	佐 藤 信 彦	農業集落排水施設使用者
同	鶴 田 尚 美	公共下水道使用者

審議経過

	開催日及び会場	審議内容等
第1回	平成24年5月29日 市役所第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員委嘱、正副会長選出 ・ 下水道事業の概要について ・ 使用料改定の経過説明
第2回	平成24年7月27日 下水道部内浜処理場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業の財政状況及び平成23年度決算状況について ・ 下水道内浜処理場施設視察
第3回	平成24年9月19日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料算定手順について ・ 公共下水道の整備状況 ・ 下水道事業の収支計画について
第4回	平成24年11月26日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 基本使用料 水量区分 公衆浴場汚水及び温泉汚水 改定シミュレーション
第5回	平成25年1月23日 下水道部中央ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 基本使用料 水量区分 公衆浴場汚水及び温泉汚水 改定シミュレーション
第6回	平成25年3月15日 市役所第2応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案について